

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>
信州大学教職員組合
URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 886 号 2020 年 4 月 8 日発行

第 60 期の組合役員選挙が行われます

4 月 1 日付けで役員選挙の告示が行なわれました。組合員の皆さん！役員への立候補、推薦、投票をお願いします。ご不明の点は組合役員、選挙管理委員、または組合事務局へお問い合わせ下さい。選挙公報の配布の日から投票まで、下記の日程で行いますので、お忘れなく投票してください。

第 60 期 信州大学教職員組合役員選挙の告示 2020 年 4 月 1 日

信州大学教職員組合 選挙管理委員会委員長 山口 和彦

組合規約第 28 条および役員選挙細則に基づき、第 60 期の信州大学教職員組合役員選挙の告示を行います。

1. 選挙される役員

中央執行委員長	1 名
中央執行副委員長	1 名
事務局長	1 名
中央執行委員	10 ～ 12 名
監査委員	2 名

2. 役員候補者となる資格

原則として、2020 年 4 月 10 日時点で信州大学教職員組合の組合員で、2021 年の中央代議員会 まで組合員の資格を有する方です。

3. 立候補・推薦届

立候補および推薦により役員候補者になります。

役員候補者を推薦する場合には、本人の承諾を得てください。立候補・推薦届は、氏名、役員の種類、所属支部、100 文字程度の抱負(推薦する場合には推薦文と推薦者名)を明記して、選挙管理委員(組合事務局でも代行)に提出してください。立候補届用紙は、選挙管理委員(および事務局)で用意しております。

締め切り：4月15日(水)12時

4. 選挙公報および投票

- ・選挙権者は、2020 年 4 月 10 日時点での信州大学教職員組合の組合員
- ・4 月 1 7 日に候補者の氏名、所属、抱負(推薦文)などを掲載した選挙公報を配付します。
- ・投票場所は、支部(各組合員が 4 月 10 日時点で所属する)が指定する場所です。
- ・投票日は、4 月 2 0 日(月) ～ 4 月 2 4 日(金)の間で、支部が指定する日

5. 開票および結果の報告

開票：4月27日(月) 開票結果は 27 日に組合そくほうメール版でお知らせします。

あなたも労働組合に！

新教職員の皆さん、私たちと一緒に良い職場を目指しませんか？
信州大学教職員組合は大学の発展を願っています

皆さんは「国立大学法人信州大学」という会社へ就職されました。親会社の「文科省」からお金をもらってはいますが、ひとつの独立した会社として、自社職員の給与や手当、休暇や就業規則を独自に定めています。私たち信州大学教職員組合は、ともすれば経営者の観点だけで決ってしまう事柄を働く者の立場からチェックし、教職員の生活向上とより良い職場環境形成を通じて、大学の発展に寄与したいと考えています。そのため、学長や理事に対して交渉を行ない、私たちの切実な要求を提出しています。組合では、良い職場づくりが大学の発展につながると考えています。是非ともご加入していただくよう心から訴えます。お申し込みは、お近くの組合員か、組合事務局までご連絡ください。

信州大学教職員組合事務局（月水金 10：00～16：00）

URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

直通電話：0263-33-0933(FAX 兼用)

内線：811-2341 akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

新型コロナウイルス感染症対策していますか？（2）

新型コロナウイルス対応で、授業開始が5月11日まで延長されました。前回のそくほうにて紹介した大学の新型コロナウイルス対策は、すでに過去のものとなり一段と厳しい内容に変更されています。体温の毎朝計測や、止むを得ず県外へ行く時は、大学に登録しなければいけないなど、私生活の面でも制約されるようになりました。教育だけでなく研究にも支障がでてきています。

信州大学教職員組合としても大学に協力し、信州大学からクラスターなどが発生しないように考えています。例年5月に行っている組合の代議員会などについても、状況を見て判断したいと思います。

組合員の皆さんのご協力をお願いいたします。

4月1日から非常勤職員の待遇改善が実施されました。

昨年大学と組合が合意した内容が、発効されました。

新しい労働条件通知書を見てください。非常勤職員の皆さんの給与がアップしています。また有給での特別休暇が、常勤職員とほぼ同様に認められました。あまりにも休暇の種類が増えたので、「こんな時に休めるか？」などの質問は、各学部の人事担当者にお聞きになるか、組合事務局にお問い合わせください。